

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

宮崎県造林素材生産事業協同組合

第一 目的

本実施要領は、宮崎県造林素材生産事業協同組合（以下「本団体」という。）が令和7年9月1日に制定した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月13日に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電利用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、発電利用ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする事業者は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限るものとする。

- ① 行政機関から、別表第1に掲げる規定に関する法令違反や造林・保育・伐採その他森林における施業（以下「森林施業」という。）に関する不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている場合
- ② 事業体の経営者等（個人にあってはその者、法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者。以下「経営者等」という。）が、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び宮崎県立自然公園条例（昭和36年条例第12号）（以下「森林法等」という。）違反の容疑により公訴を提起された日から1年を経過していない場合

- ③ 森林施業に関して森林法等を除く法令等の規定により、事業体の代表経営者等（個人にあってはその者、法人にあっては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。）以下「代表経営者等」という。）が、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された日から1年を経過していない場合
- ④ 第十一の一第1項③から⑤の規定により認定を取り消され、その取消しの日から1年を経過していない場合
- ⑤ 第十一の二第1項①から⑤の規定により認定の停止を受けている場合（第十一の二第4項に規定する期間も含む）
- ⑥ 経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合

第三 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」に別添1～3の書類を添付のうえ本団体へ提出しなければならない。

第四 本団体が行政機関等から認定申請者の情報を取得することの同意書及び宮崎県知事が本団体に認定申請者の情報を提供することの同意書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記2-1で定める「本団体が行政機関等から認定申請者の情報を取得することの同意書」及び別記2-2で定める「宮崎県知事が本団体に認定申請者の情報を提供することの同意書」を本団体へ提出しなければならない。
- 2 別記2-2で定める同意書については、本団体を通して宮崎県に提出するものとする。

第五 審査及びその結果の通知

- 1 本団体は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第六及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 本団体は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第六 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」とい。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。
また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第七 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本団体は第五に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記3で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日をホームページ等で公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。但し、認定を受けた日から最初の3月31日までの期間は、1年間とみなす。
- 3 事業者認定にかかる認定手数料等の経費は別途定める。

第八 証明事項の記載

1 認定事業者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号並びに合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材又は発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスのいずれかであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。

2 なお、別途証明書を作成する場合の様式例は、別記4-1及び4-2とする。

第九 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別記5で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本団体へ報告する。

2 本団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第十 立入検査等

本団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かの検査、また不法行為の有無についての調査を行うものとし、認定事業者は、本団体から検査等を行う旨通知を受けた場合は、誠実に対応しなければならない。

また、本団体は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて改善を指導する。

第十一の一 認定事業者の取り消し

1 本団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定事業者に対し、認定の取り消しを行うことができるものとする。

- ① 認定事業者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- ② 認定事業者から認定の取消申請（別記6）があった場合
- ③ 認定の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合
- ④ 認定事業者が暴力団若しくは暴力団員である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合
- ⑤ 認定停止期間中にもかかわらず、第十一の二に該当する行為を再三繰り返すなど、事業者認定の制度趣旨に反する不適切な行為が認められた場合

- 2 認定事業者は、前項④に該当するに至った場合は、遅滞なく、本団体に報告するものとする。
- 3 本団体は、認定を取り消したときは、別記7で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一の二 認定事業者の停止

- 1 本団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定事業者に対し、認定の停止を行うことができるものとする。
 - ① 認定の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、別表第1に掲げる規定に関して、行政処分を受けた、又は行政機関から文書による指導を2回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを一回と数える。）受けた場合
 - ② 認定の有効期間中に、認定事業者が、行政機関から、別表第1に掲げる規定に関する法令違反や森林施業に関する不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令に至った場合
 - ③ 認定の有効期間中に、事業体の経営者等が森林法、自然公園法、宮崎県立自然公園条例違反の容疑により公訴を提起された場合
 - ④ 認定の有効期間中に、事業体の代表経営者等が、森林施業に関して森林法等を除く法令等の規定により拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、罰金刑以上の刑を宣告された場合
 - ⑤ 認定の有効期間中に、次に掲げる行為のうち、本団体から文書による指導を2回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを一回と数える。）受けた場合
 - ア 認定事業者が発行する証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があった場合
 - イ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなった場合
 - ウ 認定事業者が第九に規定する報告を怠った場合、並びに第十に規定する誠実な対応が得られなかった場合
 - エ その他、事業者認定の制度趣旨に反する不適切な行為が認められた場合
- 2 認定事業者は、前項①から④に該当するに至った場合は、遅滞なく、本団体に報告するものとする。
- 3 第1項の規定による認定停止の期間については、別表第2の各号に掲げる措置要件に該当する事由の性質及び内容を勘案の上、同表各号に定める期間の範囲内で決定するものとする。なお、認定事業者が一の事由により二以上の措置要件に該当する場合は、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ認定停止期間の短期及び長期とする。
- 4 前項の規定による認定停止の期間の終期が、当該事業体における認定の有効期間の終期を超過する場合は、その超過期間も認定停止の期間に含めるものとする。

5 本団体は、認定の停止を行ったときは、別記7-1で定める「認定停止通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一の三 関係機関への通知および公表

本団体は、認定事業者の認定の取り消し及び認定の停止を行った際は、宮崎県森林組合連合会、宮崎県木材協同組合連合会及び宮崎県（以下、「関係機関」という。）へ別記7-2により速やかに通知するとともに、本団体のホームページ等に公表することができるものとする。

第十二 認定事業者の内容変更届の提出

認定事業者は、認定をうけた内容に変更があった場合は、別記8で定める「認定事業者内容変更届」を本団体へ提出しなければならない。

附則 この実施要領は、令和6年1月15日から施行する。

附則 この実施要領は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第二、第十一の二関係）

（森林法等の規定）

- （1）森林法第10条の2（開発行為の許可）
- （2）森林法第10条の8（伐採及び伐採後の造林の届出等）
- （3）森林法第10条の9（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）
- （4）森林法第10条の10（施業の勧告等）
- （5）森林法第15条（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）
- （6）森林法第34条第1項（保安林における立木伐採許可）
- （7）森林法第34条第2項（保安林における作業許可）
- （8）森林法第34条第6項（保安林における許可条件）
- （9）森林法第34条の2（保安林における択伐の届出等）
- （10）森林法第34条の3（保安林における間伐の届出等）
- （11）森林法第34条の4（保安林における植栽の義務）
- （12）自然公園法第20条第3項第2号から第4号及び第10号（特別地域における木竹の伐採等）
- （13）自然公園法第21条第3項第1号から第3号（特別保護地区における木竹の伐採等）
- （14）宮崎県立自然公園条例第18条第4項第2号から第4号及び第9号（特別地域における木竹の伐採等）

別表第2（第十一の二関係）

措置要件	
（事業者認定の停止）	（停止期間）
<p>①認定の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、別表第1に掲げる規定に関して、行政処分を受けた、又は行政機関から文書による指導を2回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを一回と数える。）受けた場合。</p>	<p>処分を決定した日から1か月以上6か月以内</p>
<p>②認定の有効期間中に、認定事業者が、行政機関から、別表1に掲げる規定に関する法令違反や森林施業に関する不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令に至った場合</p>	<p>処分を決定した日から各行政機関が決定した期間</p>
<p>③認定の有効期間中に、事業体の経営者等が森林法、自然公園法、宮崎県立自然公園条例違反の容疑により公訴を提起された場合</p>	<p>処分を決定した日から2か月以上12か月以内</p>
<p>④認定の有効期間中に、事業体の代表経営者等が、森林施業に関して森林法等を除く法令等の規定により拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、罰金刑以上の刑を宣告された場合</p>	<p>処分を決定した日から1か月以上9か月以内</p>
<p>⑤認定の有効期間中に、次に掲げる行為のうち、本団体から文書による指導を2回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを一回と数える。）受けた場合。</p> <p>ア認定事業者が発行する証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があった場合</p> <p>イ認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなった場合</p> <p>ウ認定事業者が第九に規定する報告を怠った場合、並びに第十に規定する誠実な対応が得られなかった場合</p> <p>エその他、事業者認定の制度趣旨に反する不適切な行為が認められた場合</p>	<p>処分を決定した日から1か月以上6か月以内</p>